

千葉市転入促進パンフレット作成業務委託 企画提案募集要項

1 背景・趣旨

2040年頃、我が国の人口構造は人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎え、また、人口増加期に集中的に整備してきた公共施設・インフラの老朽化に伴い更新需要が高まるなど、様々な課題が生じることが想定されており、千葉市においても2020年代前半をピークに人口が減少に転じる見通しである。

こうした状況を踏まえ、人口減少に伴う課題を克服し地域を活性化するため、転入先として千葉市が選択されるよう、本市の魅力的な地域資源や各種支援制度等の紹介を通し、日々の暮らしをイメージすることのできるパンフレットを制作する。

事業の実施に当たっては、より高い効果を得るため、転入希望者の目を引くことが可能な、豊富な実績とノウハウを持つ民間企業に委託するものである。

2 業務の概要

- (1) 委託名 千葉市転入促進パンフレット作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙「千葉市転入促進パンフレット作成業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年2月28日
- (4) 委託料 1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
- (5) 支払条件 完了後一括払い
- (6) 業務担当課（問い合わせ先）

千葉市総合政策局総合政策部政策企画課総務班

住所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟6階

電話番号：043-245-5054

E-mail：kikaku.POC@city.chiba.lg.jp

3 スケジュール

	募集開始	令和6年8月30日（金）
(2)	質問書の受付	募集開始から令和6年9月5日（木）午後5時まで
(3)	質問書の回答	令和6年9月11日（水）まで
(4)	企画提案参加申込の受付	令和6年9月18日（水）午後5時まで
(5)	参加資格確認結果通知	令和6年9月25日（水）まで
(6)	企画提案書の受付	令和6年9月30日（月）午後5時まで
(7)	提案審査	令和6年10月上旬【予定】
(8)	審査結果通知	令和6年10月上旬～中旬【予定】

4 参加手続き

(1) 参加申込について

別紙「仕様書」の内容を熟読するとともに、本要項「4 (3) 企画提案書の提出」を踏まえ、必要書類を提出すること。

ア 参加申込期限

令和6年9月18日(水)午後5時(必着)

(持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

イ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟6階

千葉市総合政策局総合政策部政策企画課 総務班

ウ 提出方法

持参又は郵送

エ 提出書類

- ・企画提案参加申込書(様式第1号)

オ その他

参加申込後に辞退する場合は、以下の必須事項を記入した参加辞退申出書(任意様式)を持参又は郵送にて提出すること。

必要項目：日付、商号又は名称、代表者氏名(代表者印を押印すること)、辞退理由

(2) 質問の提出方法等

本要項及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、以下のとおり質問を受け付ける。

ア 質問書の受付 募集開始から令和6年9月5日(木)午後5時まで

イ 質問方法 質問書(様式第2号)を、本要項2(6)の業務担当課宛て電子メールで提出すること。

なお、電話、口頭及び期限後の質問は一切受け付けない。

ウ 回答方法 受け付けた質問に対する回答は、令和6年9月11日(水)までに、順次千葉市ホームページに掲載する。

なお、回答内容は、本要項及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出物及び部数

(ア)	業務経費見積書（内訳も添付）	5部（正本1部、副本4部）
(イ)	企画提案書（様式自由）※	5部（正本1部、副本4部）

※副本については、本企画提案参加者が特定されないよう、商号・所在地、その他参加者名が特定される事項の記載はしないこと（または伏せること。）。

※正本、副本については、それぞれ電子データも併せて提出すること。

（業務担当課へ電子メールまたはCD-Rで提出）

※（イ）については、仕様書の内容を踏まえ、以下の事項を盛り込むこと。

①本業務委託全体のスケジュール

本業務の全体像を踏まえ、各工程の業務スケジュールを示すこと。

②同種の業務実績

本業務委託に役立つと考えられる業務委託実績の概要（年度、自治体等の名称、業務概要等）を記述すること。

なお、実績の受注期間は直近5年以内のものが望ましい。

③業務実施体制

責任者、業務担当者等の組織体制図を示すとともに、発注者からの指示、連絡事項及び打ち合わせ内容等をこれらの者の間で共有する方法並びに担当者によって成果物等の品質に差が生じないようにする管理方法を記述すること。

④委託業務の内容

仕様書の内容を考慮し、記述すること。

⑤その他の提案

本業務の目的等を踏まえ、独自の提案内容があれば記述すること。

イ 提出期限

令和6年9月30日（月）午後5時まで ※厳守

ウ 提出先及び提出方法

本要項2（6）の業務担当課宛て持参又は郵送

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

※郵送の場合、書留とし、締切日必着

エ その他

（ア）企画提案書のサイズはA4とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。また、ページ数は表紙や目次等を含め最大20ページ程度とする。

- (イ) 企画提案書に用いる言語は、日本語（本企画提案参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。
- (ウ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）とする。
- (エ) 見積額内訳は、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む。）を別々に記載し、合計金額を明記する。また、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠を、可能な限り詳細かつ明確に記載する。
- (オ) 正本（1部）は、押印、袋とじとする。副本（4部）は、ホチキス等で留め、フラットファイル等のファイルには綴じずに提出する。
- (カ) 提出後の企画提案書の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
- (キ) 企画提案書は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

5 審査方法、評価項目及び結果の通知

(1) 審査方法

- ア 審査は千葉市で設置する選考委員会において、提出された企画提案書に基づいて内容を精査・評価する（プレゼンテーションは実施しない）。
- イ 委員は評価項目ごとに評価を行い、評価点の合計が一番高い提案を提出した者を委託先候補とする。
- ウ 本業務の企画提案を行う者が1者の場合も、審査を実施する。
- エ 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。なお、参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定の対象とする。
- オ 審査の結果、合計点が同点になった場合は、見積金額の低い提案を選定する。
- カ 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。

(2) 評価項目

評価項目		評価基準	配点
基本方針 (5点)	業務理解	業務の意図を理解し、仕様書等で定めた内容を十分に踏まえた上での提案となっているか。	5
業務実施能力 (10点)	同種業務実績	類似する有効な業務実績があるか。または経験が活かせると考えられる有効な業務実績があるか。	5
	工程管理	工程計画が的確に組み立てられ、事業の確実な実施が見込まれるものとなっているか。	5
企画提案能力 (65点)	コンセプト	地域の特性やターゲット等を十分に理解した上で、コンセプトを明確に打ち出しているか。	20
	内容・構成	レイアウトやデザインは読み手の目を引くもので、内容はターゲットが「行ってみたい」「住んでみたい」と思えるものであるか。	40
	その他の提案	独自の提案について、具体的かつ効果的な提案がなされているか。	5
合計			80

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 見積額が、本要項2（4）に記載する委託料上限額を超過した場合
- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載や、重大な誤脱があった場合
- エ 企画提案後、契約に至るまでの間に本要項7に掲げる参加資格要件を満たさなくなるなど契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- オ 審査の公平を害する行為があった場合
- カ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 結果の通知について

審査・選定結果については、提案者全員に電子メールで通知し、千葉市ホームページで公表する。
ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

6 契約

- (1) 選考により最優秀提案と決定した提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について千葉市と協議・合意したのち、見積を取ったうえで委託契約を締結する。
なお、協議の結果、提案の一部が変更となる場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、契約を締結する。
- (3) 契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 契約相手方は、本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条に該当する場合、免除する。
- (5) 委託料の支払いについては、完了後一括払いとする。

7 参加資格要件

- (1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象業務の選定結果通知日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
 - ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の企画提案書提出期限の日から選定結果通知日までの間に受けている者
 - ケ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

8 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属する。
- (4) 企画提案書等を提出した者が1者であっても、原則として審査を行う。

- (5) 企画提案に関連し知り得た情報は、千葉市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (6) その他、業務遂行上発生した問題等については、受注者と千葉市で協議の上、対応を決定する。